

8	派遣労働者等の労働災害防止対策推進事業	① 派遣労働者の安全衛生対策の徹底を図るため、派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。 ② 製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。			① 研修会の参加者について、派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ② 研修会の参加者について、製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ① 派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ② 製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。	◎
9	自動車運転者の長時間労働抑制のための支援等の推進事業	依然として長時間労働の実態にあるトラック運転者の就業環境の改善を図るため、長時間労働の抑制・改善基準遵守徹底に取り組んでいる好事例集の作成、好事例集を活用したセミナーの開催、荷主に対する広報などを実施するもの。	セミナーに参加したトラック事業者から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を80%以上得る。 全国3箇所計900のトラック事業者等を対象にセミナーを開催する。	△	① セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ② セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「『運行計画作成支援システム(仮称)』を活用したい、または活用を検討したい」との回答を得る。 全国7箇所計1,400のトラック事業者を対象にセミナーを開催する。全国7箇所計700のバス事業者等を対象にセミナーを開催する。	☆
10	最新の知見による職業性疾病等の予防対策普及促進等事業	職業性疾病等について、国内外の第一線の学術研究員によるワークショップを開催するとともに、海外の規制、基準等を収集し、それに基づく専門家による検討等を行う。また、得られた知見等について、セミナー等を実施し、広く情報の共有・提供を図ること等により、予防対策の普及促進等を行う。	セミナーで提供された研究成果及び最新の知見を、今後の安全衛生活動に活用したいと回答した割合を80%とする。 ① 学術研究員によるワークショップ開催回数 5回 ② ホームページアクセス件数 10,000件 ③ セミナー開催回数 6回	△	セミナーで提供された研究成果及び最新の知見を、今後の安全衛生活動に活用したいと回答した割合を80%以上とする ① 学術研究員によるワークショップ開催回数 4回 ② ホームページアクセス件数 7,000件 ③ セミナー開催回数 4回	☆

2. 複数年度目標管理事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
11	テレワーク普及促進等対策	テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るほか、テレワークに関心のある企業等にテレワークを体験する機会を提供することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。	テレワーク・セミナーの出席者に対しアンケートを実施し、セミナーを踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上とする。 ① テレワーク相談センターにおける相談件数を600件とする。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を90名以上とする。	×	① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実務に活用できるレベルまで理解した」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。 ③ テレワーカー人口を2010年までに就業人口の2割とする。 ④ 在宅型テレワークを行う者を2015年までに700万人とする。 ① テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を90名以上とする。	

3. 社会復帰促進事業及び被災労働者等援護事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
12	労災診療費審査体制等充実強化対策費	労災診療費請求内訳書(レセプト)等の点検(事務的審査)、診療費データの集積管理等を行わせることにより労災診療費の審査体制等の強化を図る。	受託者の審査点検にて、不適正と指摘した件数のうち、労働局審査において不適正な請求とされた件数の割合を90%以上とする。	○	受託者の審査点検にて、不適正と指摘した件数のうち、労働局審査において不適正な請求とされた件数の割合を95%以上とする。	